

介護老人保健施設ケアリングよしかわ

介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団心明会が開設する介護老人保健施設ケアリングよしかわ(以下「当施設」という。)において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、地域包括支援センター等の作成する介護予防サービス・支援計画表に基づいたサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ケアリングよしかわ
- (2) 開設年月日 平成14年11月1日
- (3) 所在地 埼玉県吉川市八子新田529
- (4) 電話番号 048-983-7711 FAX番号 048-983-7722

- (5) 管理者名 高山 公吉
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1156480016号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師（管理者兼務） | 1人 |
| (3) 薬剤師 | 1人 |
| (4) 看護職員 | 10人以上 |
| (5) 介護職員 | 24人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) 事務職員等 | 2人以上 |

（職員の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員等は、運営上必要な事務、設備の管理等を行う。

（利用定員）

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

以下の加算項目を実施する。

- ・ 夜勤職員配置加算
- ・ 個別リハビリテーション実施加算
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- ・ 若年性認知症利用者受入加算
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- ・ 送迎加算
- ・ 総合医学管理加算
- ・ 療養食加算
- ・ 認知症専門ケア加算
- ・ 緊急時施設療養費
- ・ サービス提供体制強化加算
- ・ 介護職員処遇改善加算
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費(滞在費)、食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常送迎の実施地域)

第10条 通常送迎の実施地域を以下のとおりとする。

吉川市、松伏町、三郷市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、平日 祝日 10:00~19:30、日曜日 5月3日~5月5日 12月30日~翌年1月3日 10:00~17:00とし、面会者は必ず受付にて面会簿に所定事項を記入する。
- ・ 外出・外泊は、2~3日前の身元引受人よりの申し出により許可する。
- ・ 施設内は禁煙とし、飲酒は厳禁とする。

- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、当施設の入所時必需品項目以外は許可が必要とする。
- ・ 金銭・貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負わない。
- ・ 外泊・外出時等の施設外での受診や与薬は、原則できない。必要な場合は、必ず事前に申し出ること。
- ・ 当施設では、吉川中央総合病院と宮崎歯科を協力病院として、利用者の状態が急変した場合は迅速な対応をとる。
- ・ 多くの利用者に安心して療養生活を送っていただくため、利用者の営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動等を禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ 利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び身元引受人に連帯してその損害の賠償を請求する。

（非常災害対策）

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を置く。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他、別に定める当施設防災規程に従う。

（職員の服務規律）

第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 14 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団心明会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 16 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 17 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 18 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、医療法人社団心明会の就業規則により対処する。

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団心明会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

平成21年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成28年9月1日改正

平成30年4月1日改正

平成30年11月1日改正

平成31年3月1日改正

令和元年10月1日改正

令和3年4月1日改正